

長野市立地適正化計画

参考資料

(案)

目次

1	立地適正化計画と上位計画の比較一覧	1
2	都市計画運用指針による望ましい居住誘導区域のエリア	2
3	居住誘導区域の人口密度	3
4	誘導都市機能（施設）とビジョンとして立地が望ましいと示す施設の違い	4
5	各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率	5

1 立地適正化計画と上位計画の比較一覧

■ 上位計画との比較

	都市計画区域マスタープラン	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
名称	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	市町村の都市計画に関する基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
法律	都市計画法第6条の2	都市計画法18条の2	都市再生特別措置法第81条
対象区域 (長野市の場合)	長野都市計画区域 飯綱高原都市計画区域	長野市全域	長野都市計画区域(主に市街化区域)
計画期間	中長期 「都市計画の目標」としては、おおむね20年後の都市の姿を展望		おおむね5年ごとに施策の実施状況を調査、分析、評価
(長野市の場合)	長野：H24-H37(14年) [2012年-2025年] 飯綱：H28-H42(15年) [2016年-2030年]	H29-H48(20年) [2017年-2036年] 中間目標：H29-H38(10年) [2017年-2026年]	H29-H38(10年) [2017年-2026年] 中間目標：H29-H33(5年) [2017年-2021年]
性格	広域的観点から、保全すべき緑地の配置や都市計画の基本的な方針を定める (代表例：区域区分の設定)	まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示す (代表例：土地利用の方針)	緩やかな開発コントロールとインセンティブにより従来の都市計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつけ、具体的な都市像の実現を目指すアクションプラン
定めるものの例	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の広域的な位置付けを踏まえた上での、都市計画の目標(都市づくりの基本理念、地域毎の市街地像) 区域区分の決定の有無 主要な都市計画の決定の方針(土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全) 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの理念や都市計画の目標 全体構想(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等) 地域別構想(あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策) 	【必須事項】 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の区域 立地の適正化に関する基本的な方針 居住誘導区域 都市機能誘導区域 誘導施設 【必要に応じて設定】 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場配置適正化区域 跡地等管理区域 公共交通等に関する事項
備考	マスタープランの対象期間は相当長期間となることから、マスタープランに詳細な計画内容を記述するには限界がある。		届出・勧告や各種の支援措置等を活用することが可能となる。 特例措置 支援措置、税制措置

「第8版 都市計画運用指針(平成27年1月策定、同年6月・12月・平成28年4月一部改訂)」等より作成

2 都市計画運用指針による望ましい居住誘導区域のエリア

居住誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」で、下記AのエリアからをBのエリア（必要に応じてB' やB'' のエリア）を除いて定めるものとされている。

<p style="text-align: center;">A</p> <p style="text-align: center;">居住誘導区域を定めることが考えられる区域</p>	<p>都市計画区域内で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 				
<p>（：上記Aのエリアから下記B（必要に応じてB' やB'' ）のエリアを除いて定める）</p> <p>＜灰色…長野市においては、市街化区域内では検討の必要がないもの＞</p>					
<p style="text-align: center;">B</p> <p style="text-align: center;">居住誘導区域に含まないこととされている区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域*₁ ・災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域*₂ ・農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域*₃ ・保安林、保安林予定森林の区域、保安施設地区若しくは保安施設地区に予定された地区*₄ 				
<p style="text-align: center;">B'</p> <p style="text-align: center;">原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・（B以外の）災害危険区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">≪区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等から判断する区域≫</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域 ・都市浸水想定区域 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・（B以外の）災害危険区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域 ・都市浸水想定区域
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・（B以外の）災害危険区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 				
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域 ・都市浸水想定区域 				
<p style="text-align: center;">B''</p> <p style="text-align: center;">居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 ・特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 				

「第8版 都市計画運用指針（平成27年1月策定、同年6月・12月・平成28年4月一部改訂）」より作成

- *1：都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域。市街化調整区域は、市街化を抑制すべきとされる区域
- *2：建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- *3：農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- *4：自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域、森林法（昭和26年法律第249号）第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

3 居住誘導区域の人口密度

本市においては、市街化区域に一定の人口集積がみられ、将来の全市的な人口減少を考慮しても市街地の無秩序な拡大が生じない限り、市街化区域内の人口密度は、ある程度確保できる見通しである。

平成22年の国勢調査の結果をベースとした都市計画基礎調査の市街化区域の人口密度は48.2（人/ha）であり、おおよそ20年後となる平成47年の推計値では、市街化区域の人口密度は40.2（人/ha）であり、生活サービス機能の持続性確保に最低限必要な人口密度（40人/ha）以上を維持できる見通しである。

都市計画マスタープラン
目標年次：平成48(2036)年

長野市全体の人口推計(国立社会保障人口問題研究所データ)

和暦	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
西暦	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
長野市全体の人口(人)	381,511	372,685	361,562	348,269	333,669	318,086	301,857

←実績→ 推計→

市街化区域の人口推計

市街化区域の人口(人)	286,865	280,229	271,865	261,870	250,892	239,175	226,972
市街化区域人口密度(人/ha)	48.2	47.1	45.7	44.0	42.2	40.2	38.2

※市域全体の人口に対する市街化区域の人口が占める比率が、将来も一定であると仮定し、平成22年の実績値から国立社会保障人口問題研究所の人口予測の推計トレンドを用いて推計

○区域設定の基準について

(立地適正化計画の作成に係るQ&A(国交省、平成28年2月8日一部改正)より)

生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域
 - 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域
 ※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

※市街化区域は、相当の人口及び人口密度を有する既成市街地とその周辺や計画市街地とされており(都市計画法施行令8条)、既成市街地には40人/ha以上が連担して人口3,000人以上であることが求められる(同施行規則8条)

【参考】居住誘導区域内の人口と人口密度

	H27
住民基本台帳登録人口	実績値
居住誘導区域の人口	286,043
居住誘導区域人口密度(人/ha)	50.9

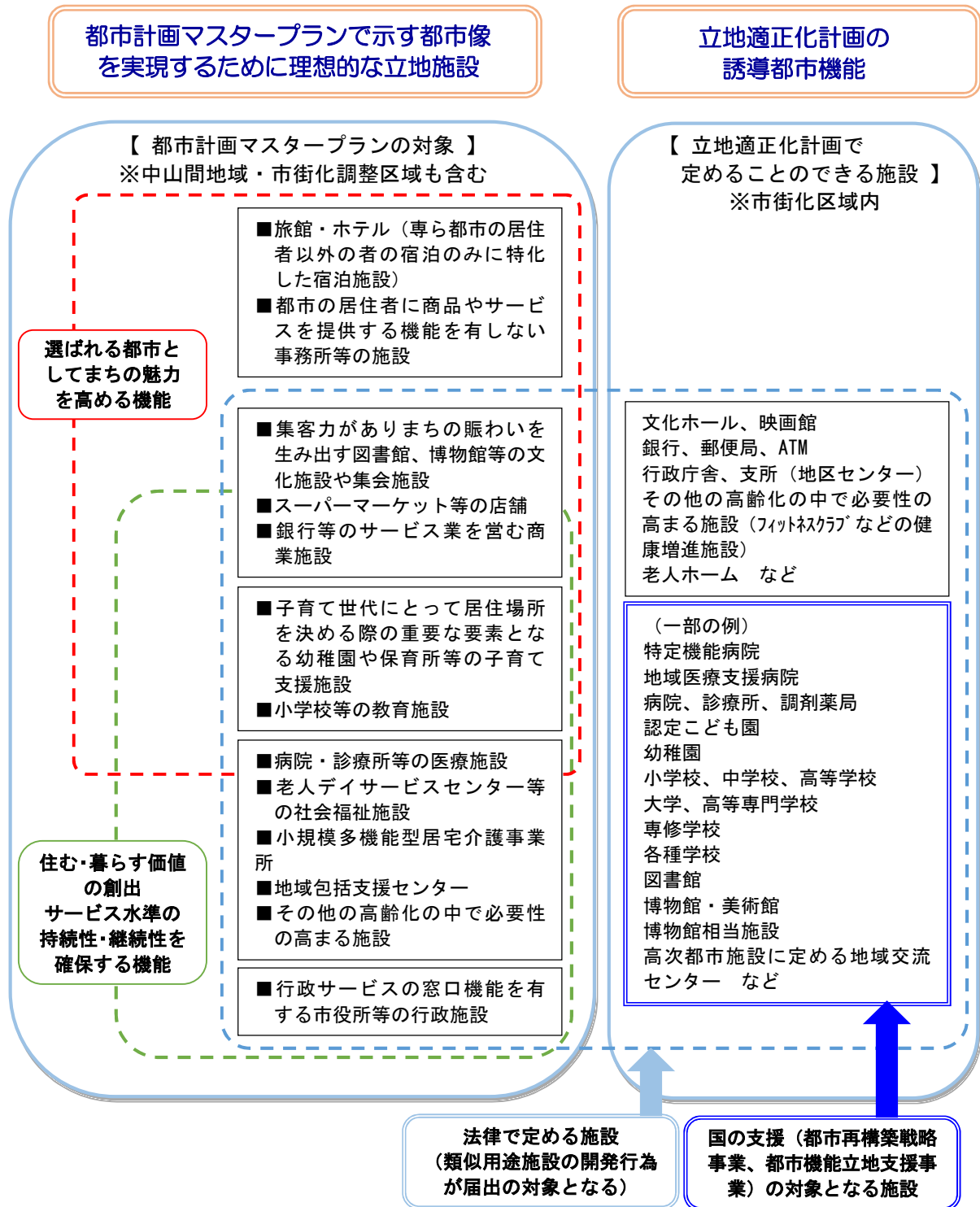
(H27.11時点の住民基本台帳データからGISにて算出した区域内人口)

※居住誘導区域の面積はGIS計測による(5,618ha)

上表「市街化区域の人口推計」内のH27人口は、国勢調査のデータを使用して集計した都市計画基礎調査の市街化区域人口に、社人研推計による長野市全体の人口増減率を乗じて算出した推計値であるため、左表の住民基本台帳に基づくデータからGISにより集計した人口の実績値とは算出方法が異なる。

4 誘導都市機能（施設）とビジョンとして立地が望ましいと示す施設の違い

法律に基づき立地適正化計画のなかで位置づけるべき誘導都市機能と、望ましい都市の姿として都市計画マスタープランにおいてビジョンとして生活圏への立地が望ましいと示す施設の違いについては以下のようになる。



5 各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率

■各施設利用圏（徒歩圏 800mまたは 1km）の状況一覧（面積、カバー人口）

集計施設	徒歩圏区域		(H27.11時点住民基本台帳データから算出)			
			区域内人口		区域内高齢者人口 (65歳以上)	
	面積(ha)	割合	人口 (人)	割合※1	人口 (人)	割合※2
長野市全域	83,453.4	100%	383,630	100%	105,219	100%
コンビニ	12,359.3	14.8%	323,126	84.2%	82,572	78.5%
スーパー・生協	8,958.7	10.7%	271,240	70.7%	69,588	66.1%
大規模小売店(食料品取扱)	5,694.0	6.8%	213,393	55.6%	52,320	49.7%
大型小売店(専門店等)	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
診療所	14,751.4	17.7%	328,020	85.5%	85,490	81.2%
歯科診療所	12,098.4	14.5%	326,905	85.2%	83,877	79.7%
病院	3,819.0	4.6%	132,212	34.5%	35,212	33.5%
銀行、信用金庫、JA	10,782.3	12.9%	275,466	71.8%	71,411	67.9%
郵便局	14,616.8	17.5%	311,571	81.2%	82,211	78.1%
小学校	小学校、中学校は通学区の指定があるため、徒歩圏設定しない					
中学校						
高等学校・短期大学・大学等	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
子育て支援施設	16,668.0	20.0%	334,940	87.3%	17,199	90.7%
一時預かり指定園	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
老人福祉施設(1km)	訪問系施設であることから車での利用が主であると想定し、徒歩圏設定しない					
その他福祉施設	2,532.8	3.0%	55,896	14.6%	13,976	13.3%
公的集会施設	15,978.5	19.1%	280,728	73.2%	75,031	71.3%
美術館・博物館・動物園	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
図書館	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
健康増進施設 (運動場・体育館など)	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					
集客施設 (映画館・劇場など)	広域利用を想定し、徒歩圏設定しない					

※1：市全体の人口に対する割合

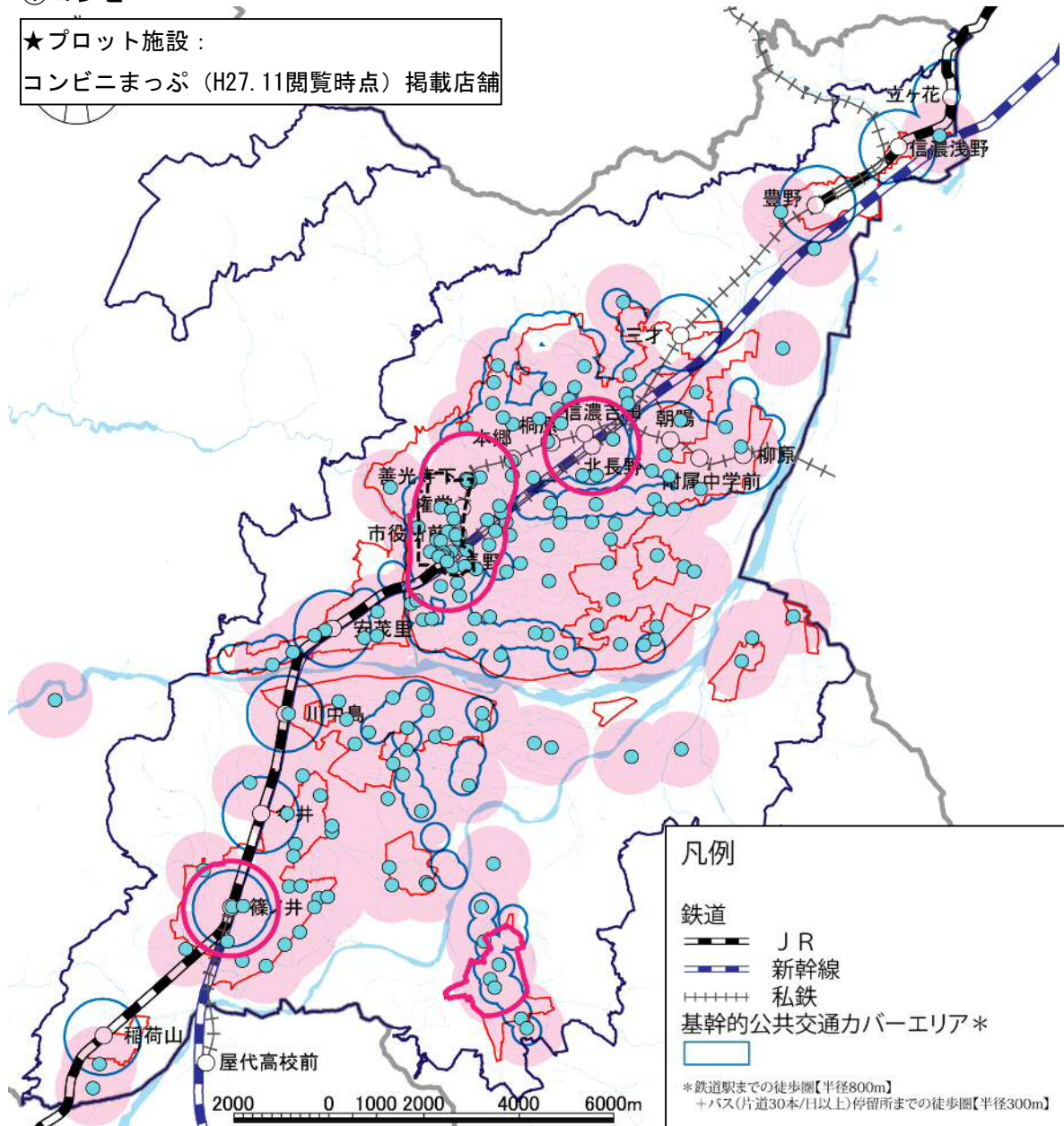
※2：市全体の高齢者人口に対する割合（子育て支援機能施設のみ保育対象者*）

*：保育園対象者：5歳以下（住民基本台帳人口で月齢把握できないため実態より多い）

■商業機能

①コンビニ

★プロット施設：
コンビニまっぷ（H27.11閲覧時点）掲載店舗



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
323,126	84.2%	82,572	78.5%

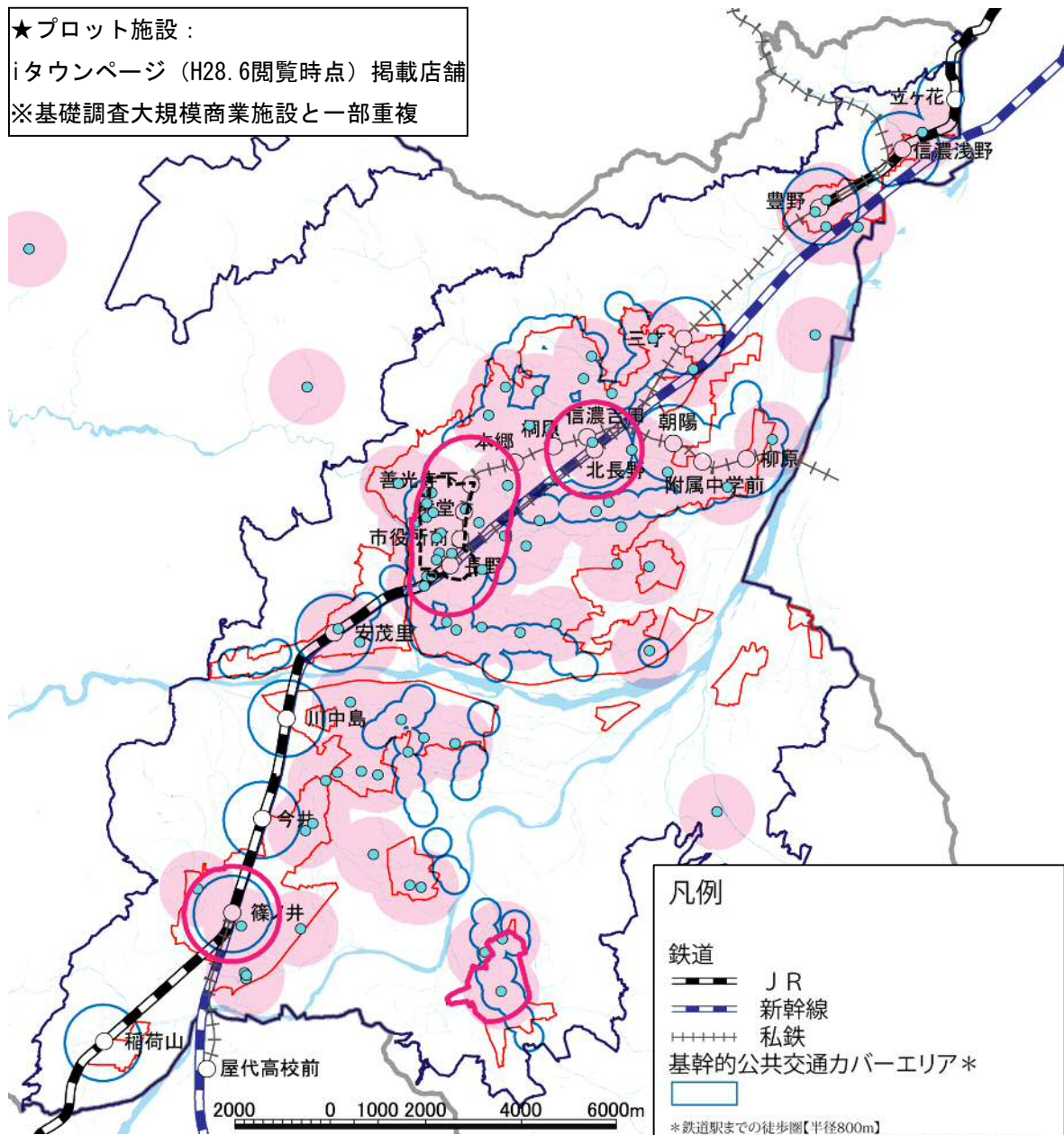
※市全体の居住者に対する割合

凡例

- 鉄道
- JR
 - 新幹線
 - 私鉄
- 基幹的公共交通カバーエリア*
- ※鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 - +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】
- 行政界
- 市街化区域
 - 都市計画区域
 - 長野地区中心市街地
 - 都市機能誘導区域 ※
 - ※土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)による除外部分は表現しない(以下同じ)
- 施設
- コンビニ
 - コンビニから800m圏

②スーパー・生協

★プロット施設：
 iタウンページ（H28.6閲覧時点）掲載店舗
 ※基礎調査大規模商業施設と一部重複



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
271,240	70.7%	69,588	66.1%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 ——— JR
 ——— 新幹線
 +++++ 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

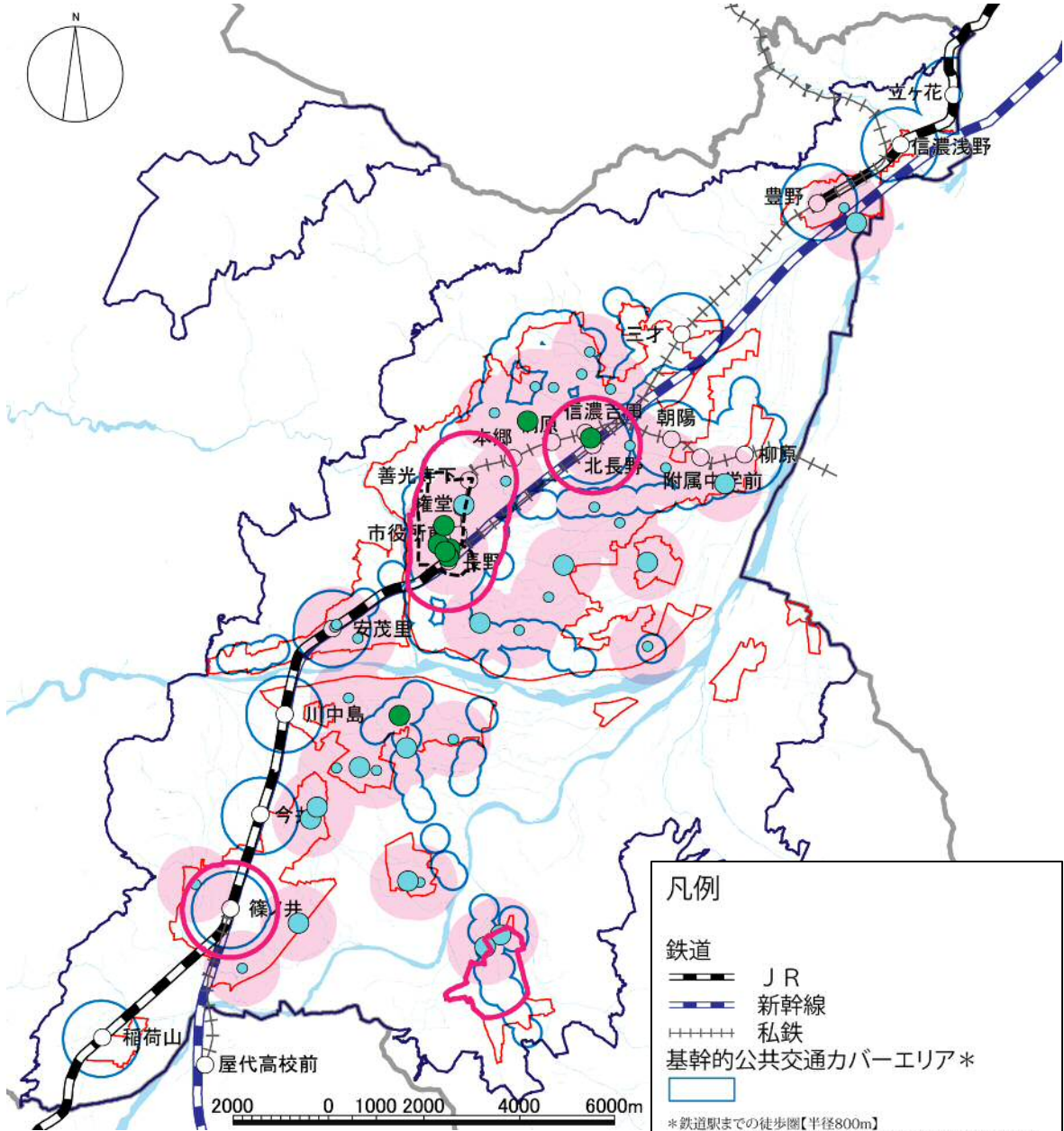
行政区

市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

施設

● スーパー・生協
 ● スーパー・生協から800m圏

③大型小売店（主に食料品を取り扱う小売店の入っている店舗）



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
213,393	55.6%	52,320	49.7%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 — JR
 — 新幹線
 + 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue circle]
 * 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 + バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Grey line] 市街化区域
 [Red line] 都市計画区域
 [Blue line] 長野地区中心市街地
 [Dashed line] 都市機能誘導区域

施設
 ● 百貨店・ショッピングセンター
 大型(食品・総合)スーパー
 ● 店舗面積3,000㎡以上
 ● 1,000㎡以上3,000㎡未満
 [Pink circle] 大規模買い物施設から800m圏

★プロット施設：

「平成25年度都市計画基礎調査」及び「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」に掲載の店舗面積1,000㎡以上のもののうち、主に食料品を取り扱う小売店の入っている店舗（基礎調査リストのうち、閉店した店舗は対象外）

《業態別店舗数》

業態	店舗面積 3,000㎡以上 店舗数	店舗面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満 店舗数	店舗数計	()内は都市拠点
百貨店	1	0	1	(長野)
寄合百貨店	5	0	5	(長野、北長野)他
ショッピングセンター	2	0	2	(都市拠点になし)青木島、三輪
総合スーパー	8	6	14	(長野)他
食品スーパー	6	21	27	(長野、北長野、篠ノ井、松代)他
市内計			49	

《業態の定義》「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」より引用

百貨店：原則、衣食住に関する各種商品を扱う小売業を営み、主として対面販売方式を採るもの。

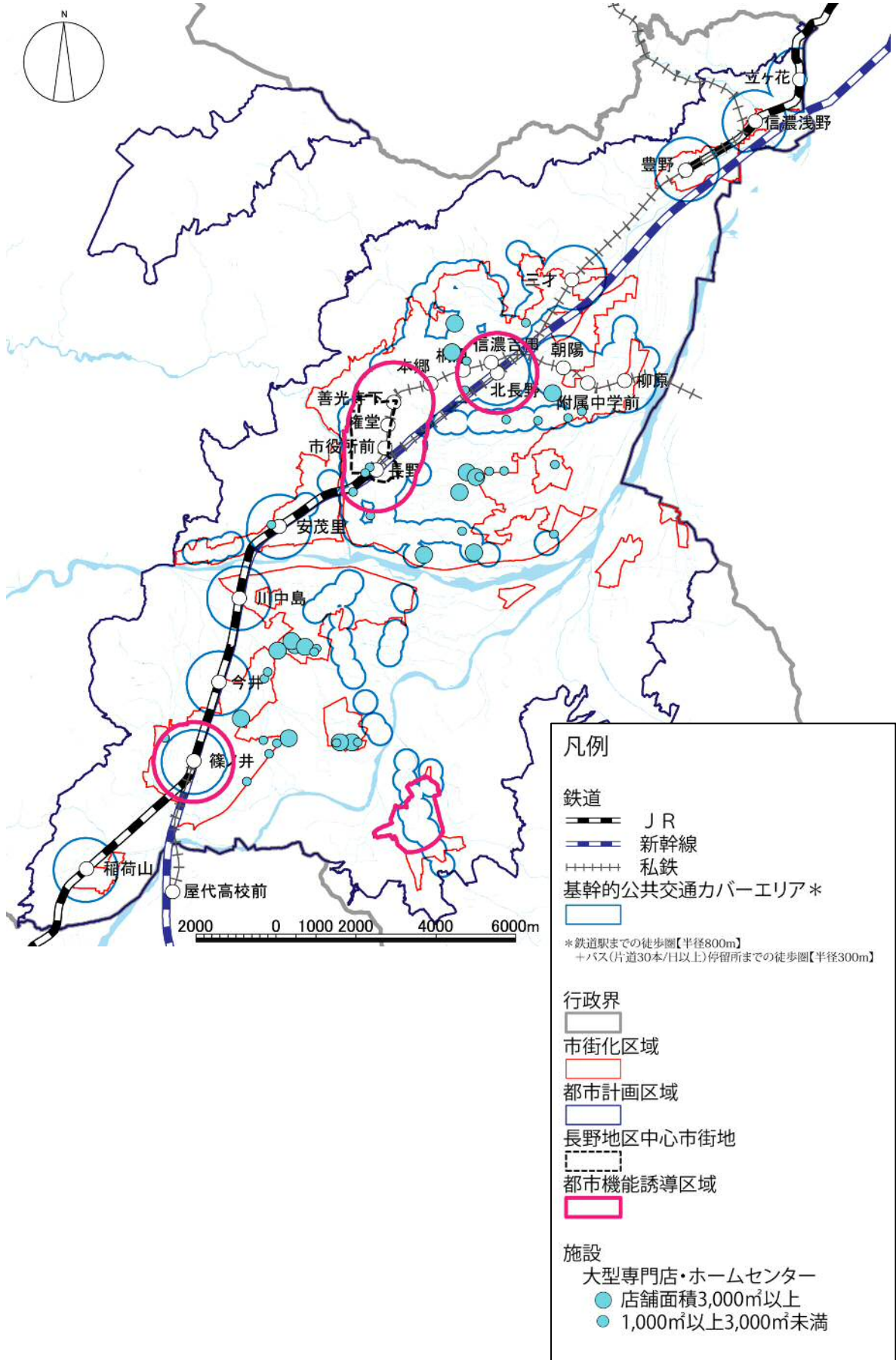
寄合百貨店：百貨店、総合・食品スーパー、ホームセンター、専門店、ショッピングセンター以外で、各店舗の占めるウェイトが低く、複数の業種の多店舗から構成されるもの。

ショッピングセンター：業態の異なる複数の小売店舗が「核となる小売店」を中心に集まり、加えて飲食・サービス・アミューズメント施設なども配置されている商業施設

総合スーパー：主としてセルフサービス販売方式を採る小売業を営むもの。衣料品や生活用品なども扱う。スーパーセンター、ディスカウントストアを含む。

食品スーパー：セルフサービス販売方式を採る小売業のうち、主として食料品を扱うもの。原則、生協・農協を含む。

④大型小売店（専門店・ホームセンター）



★プロット施設：

「平成25年度都市計画基礎調査」及び「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」に掲載の店舗面積1,000㎡以上のもののうち、業態がホームセンター又は専門店の店舗（基礎調査リストのうち、閉店した店舗には新しい専門店が入ったため図面上変更はない）

《業態別店舗数》

業態	主な販売品目	店舗面積 3,000㎡以上 店舗数	店舗面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満 店舗数	店舗数計	()内は都市拠点
専門店	衣料品、婦人服・洋品、紳士服・洋品	2	9	11	(長野)他
	家具類、インテリア用品	3	2	5	(都市拠点になし)
	家電、情報通信機器	3	2	5	(都市拠点になし)
	スポーツ用品	2	0	2	(都市拠点になし)
	書籍・雑誌、音楽・映像・ゲームソフト	0	5	5	(長野)他
	医薬品・化粧品、家庭用品	0	2	2	(篠ノ井)他
	靴・履物、メガネ	0	1	1	(都市拠点になし)
	玩具類・娯楽用品、ベビー用品	1	0	1	(都市拠点になし)
自動車 自動車用品	0	1	1	(長野)	
ホームセンター	DIY関連用品、家庭用品	5	7	12	(北長野)他
市内計				45	

《業態の定義》「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」より引用

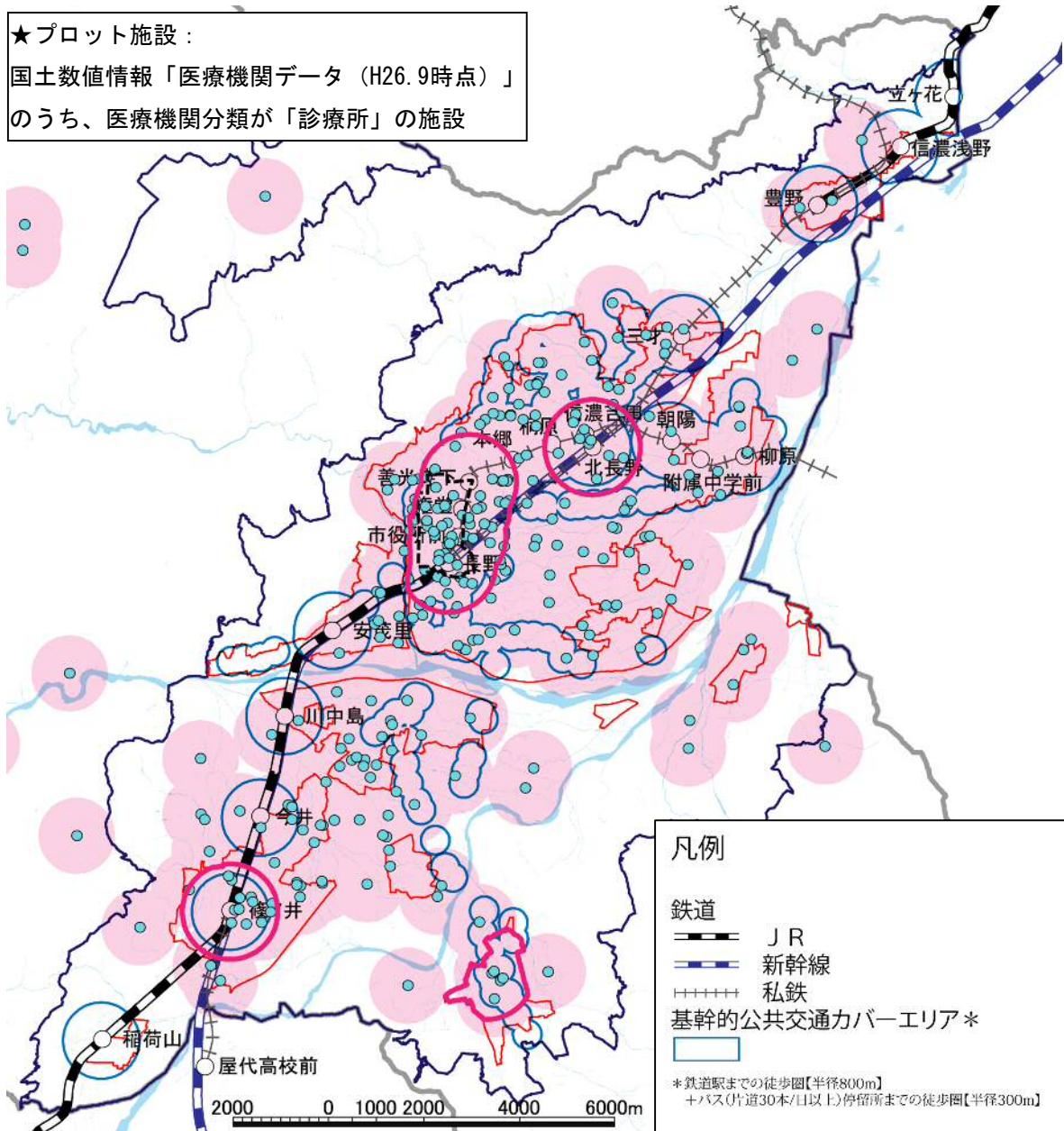
専門店：衣料、家具、家電、書籍、衣料品など、主に特定の領域・分野の商品の販売にウェイトがあるもの。主として単品（関連商品を含む）、ないしは特定分野の商品を扱う小売業を営むもの。

ホームセンター：DIY関連用品など住関連用品を主として扱い、セルフサービス販売方式を採るもの。

■医療機能

①診療所

★プロット施設：
国土数値情報「医療機関データ（H26.9時点）」
のうち、医療機関分類が「診療所」の施設



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
328,020	85.5%	85,490	81.2%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

- 鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

 *鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

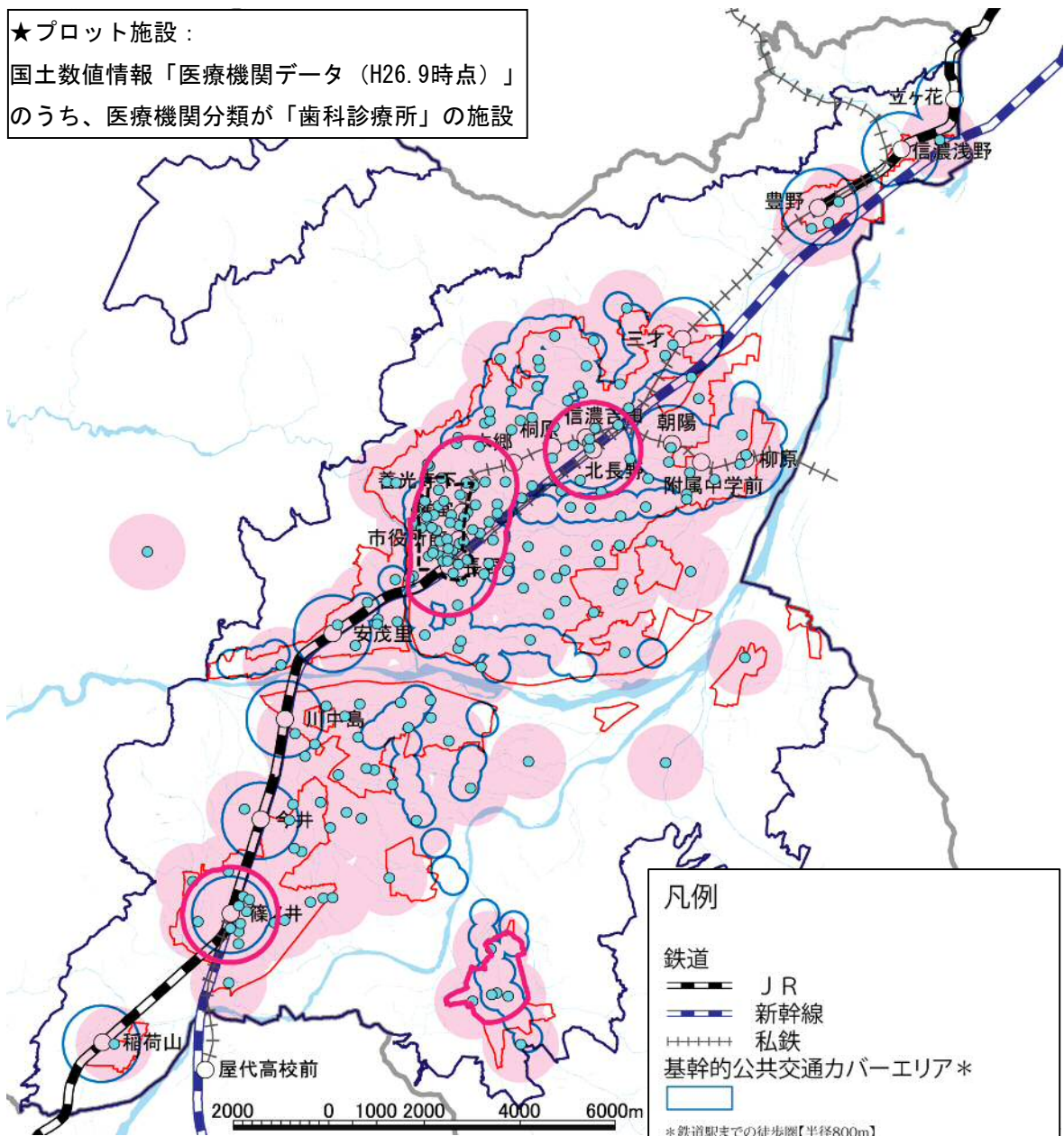
施設

- 診療所
 診療所から800m圏

② 歯科診療所

★プロット施設：

国土数値情報「医療機関データ（H26.9時点）」
のうち、医療機関分類が「歯科診療所」の施設



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
326,905	85.2%	83,877	79.7%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- *鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

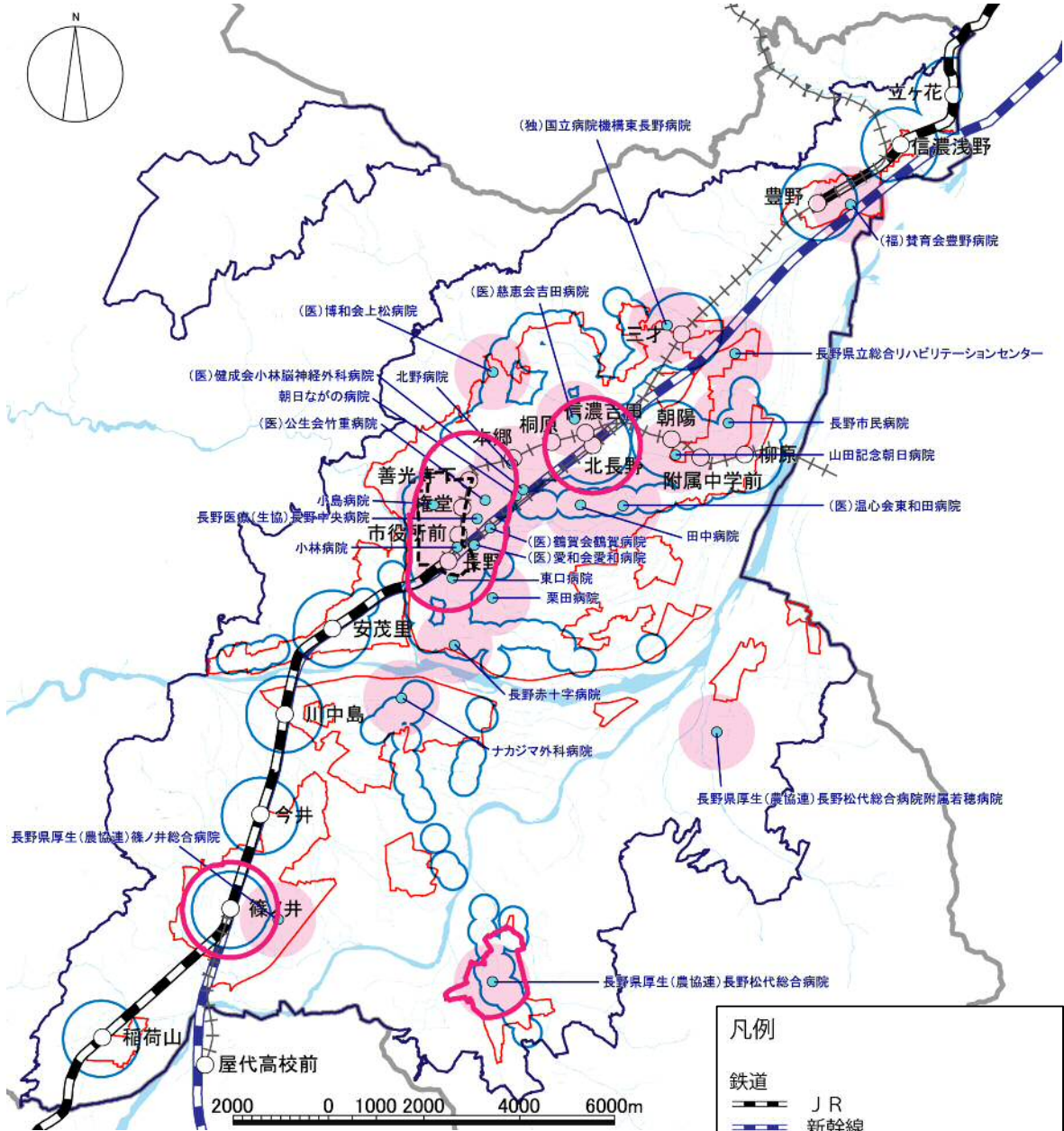
行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 歯科
- 歯科から800m圏

③病院

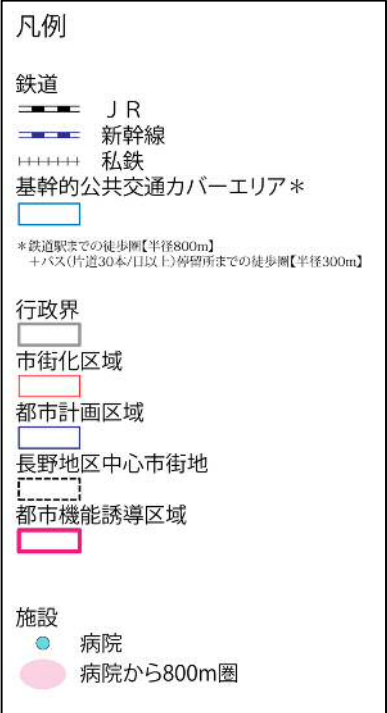


★プロット施設：
国土数値情報「医療機関データ（H26.9時点）」のうち、
医療機関分類が「病院」の施設

カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
132,212	34.5%	35,212	33.5%

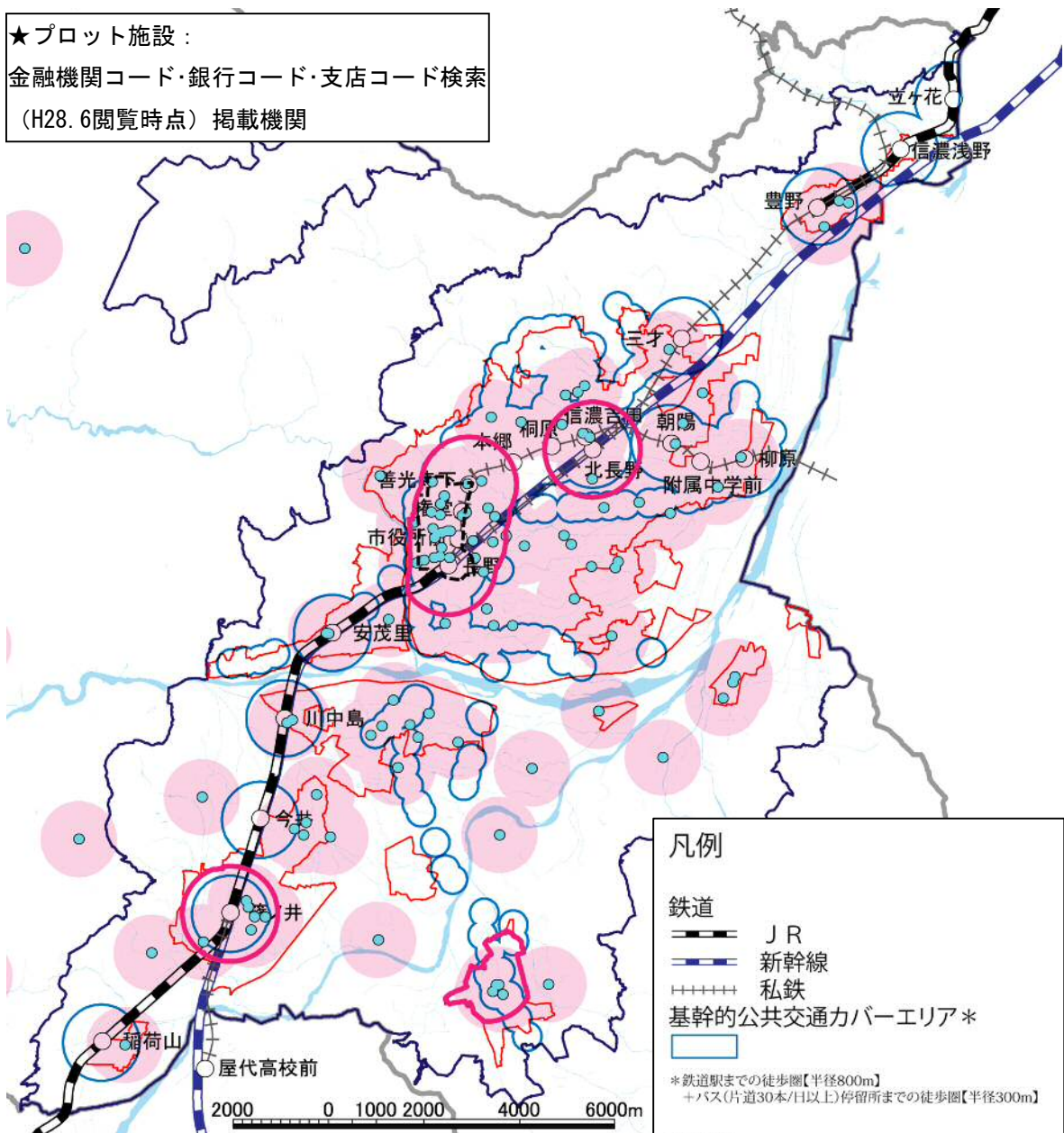
※市全体の居住者に対する割合



■金融機能

①銀行、信用金庫、JA

★プロット施設：
金融機関コード・銀行コード・支店コード検索
(H28.6閲覧時点) 掲載機関



凡例

鉄道
 - 黒線: JR
 - 青線: 新幹線
 - 赤線: 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*
 - 青線: 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 - 赤線: バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 - 黒線: 市街化区域
 - 赤線: 都市計画区域
 - 青線: 長野地区中心市街地
 - 赤線: 都市機能誘導区域

施設
 - 青点: 金融機関支店支所
 - 赤点: 金融機関支店支所から800m圏

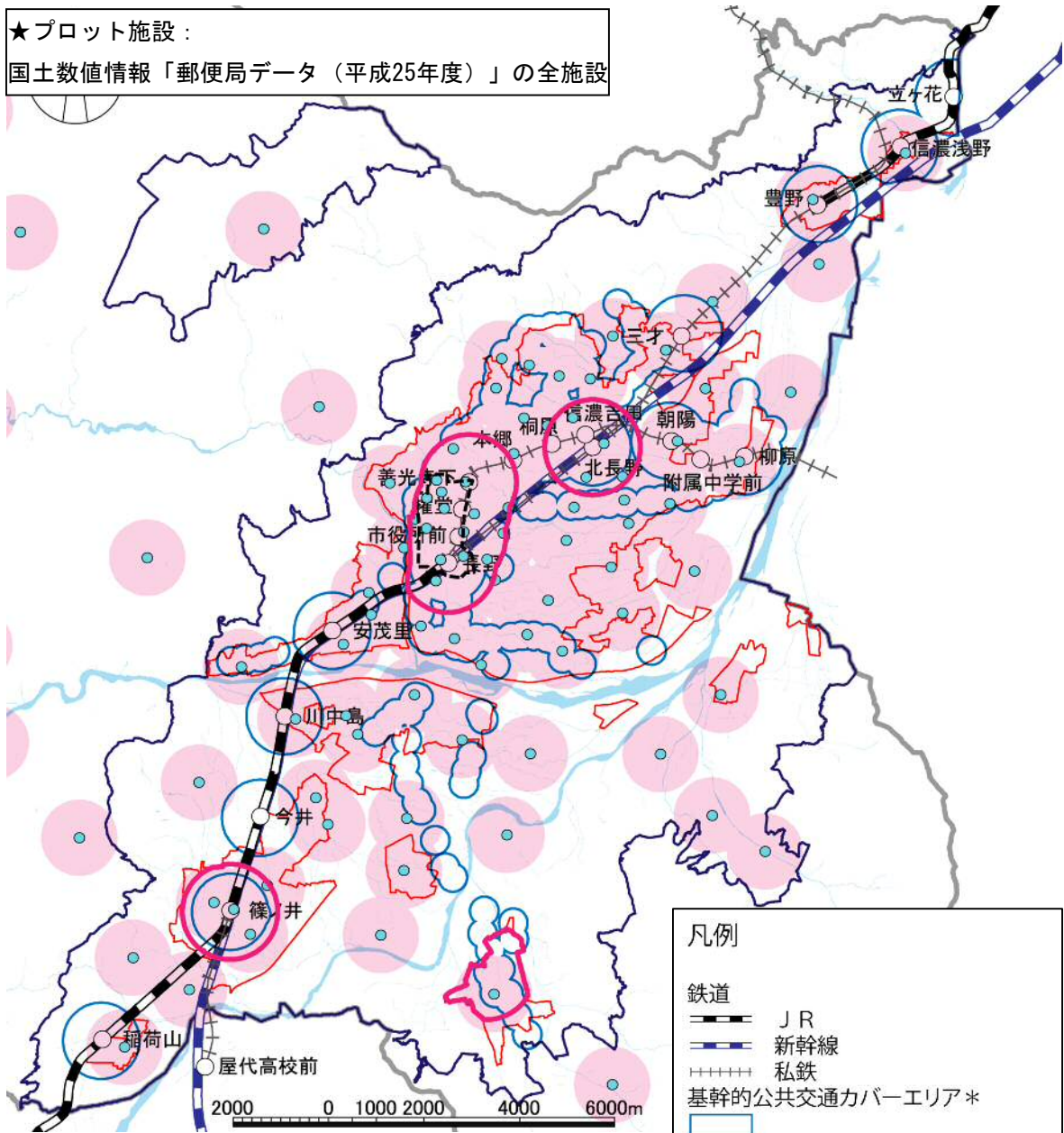
カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
275,466	71.8%	71,411	67.9%

※市全体の居住者に対する割合

②郵便局

★プロット施設：
国土数値情報「郵便局データ（平成25年度）」の全施設



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
311,571	81.2%	82,211	78.1%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 = 〓 = JR
 = 〓 = 新幹線
 + + + + + 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue outline box]

* 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 + バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Grey outline box]

市街化区域
 [Red outline box]

都市計画区域
 [Blue outline box]

長野地区中心市街地
 [Dashed blue outline box]

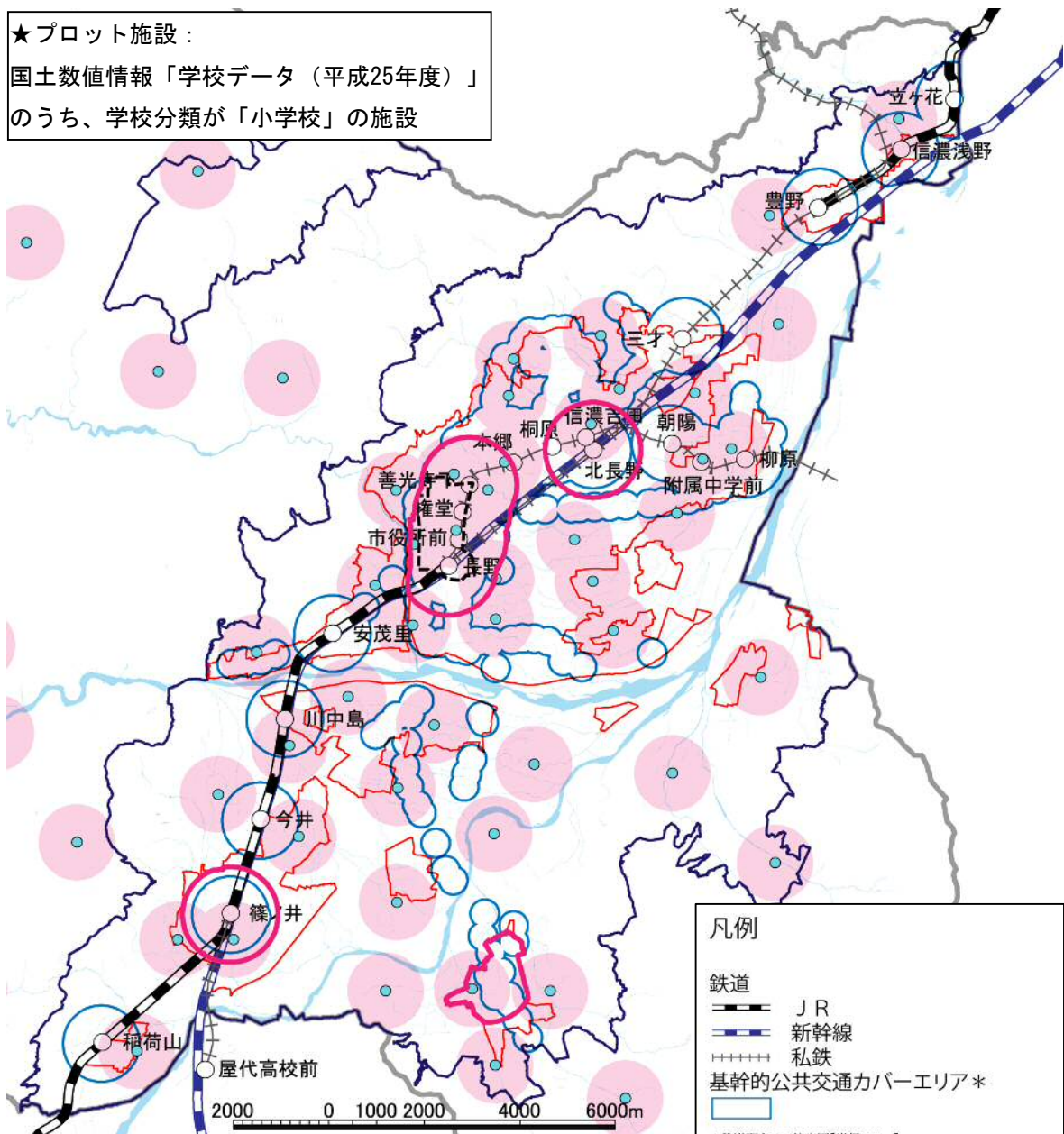
都市機能誘導区域
 [Pink outline box]

施設
 ● 郵便局
 ● 郵便局から800m圏

■教育機能

①小学校

★プロット施設：
国土数値情報「学校データ（平成25年度）」
のうち、学校分類が「小学校」の施設



カバー率等

全年齢		対象年齢 (6歳以上11歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
231,083	60.2%	12,954	62.0%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

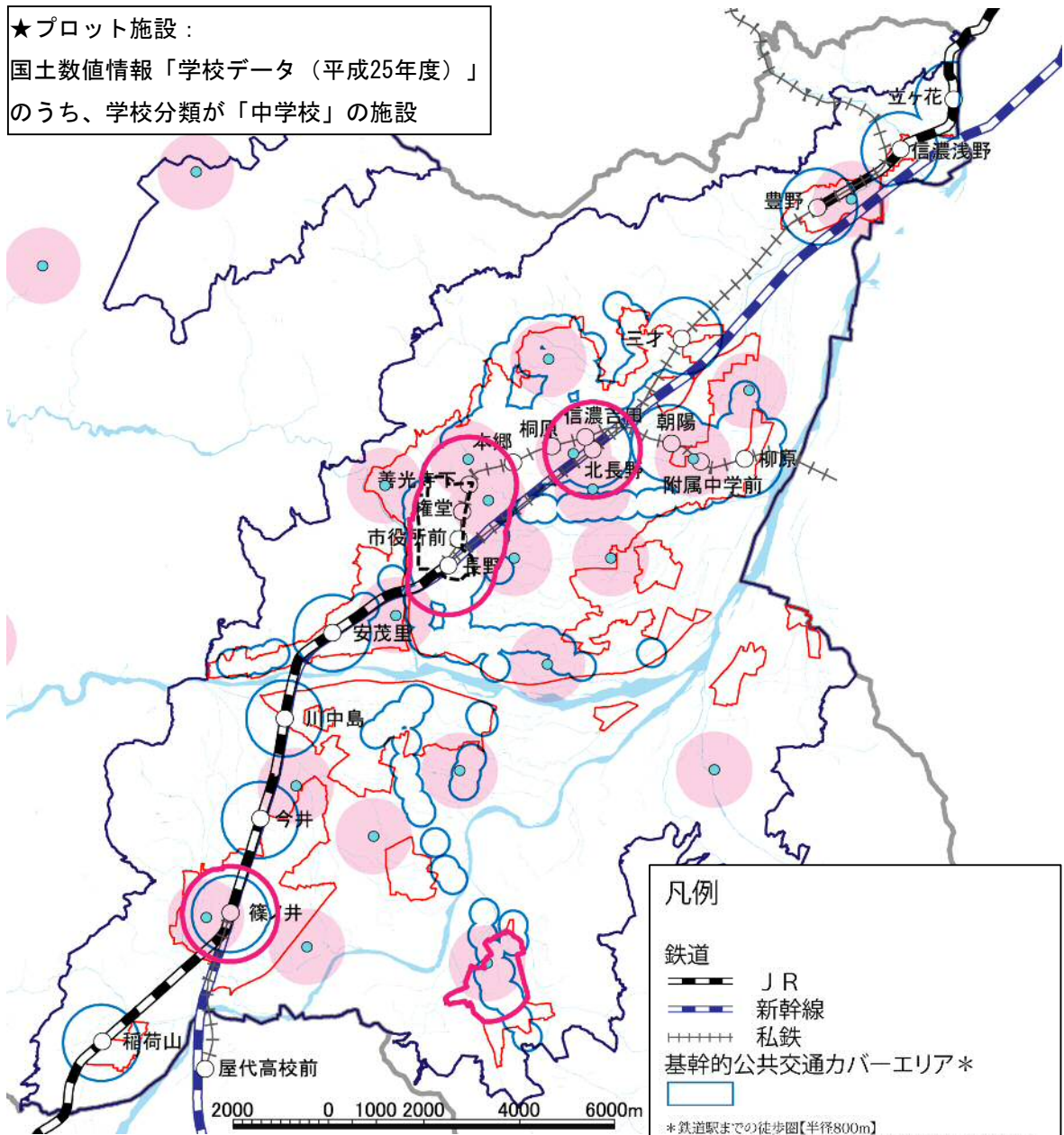
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 小学校
- 小学校から800m圏

②中学校

★プロット施設：
 国土数値情報「学校データ（平成25年度）」
 のうち、学校分類が「中学校」の施設



カバー率等

全年齢		対象年齢(12歳以上15歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
126,261	32.9%	5,042	33.4%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

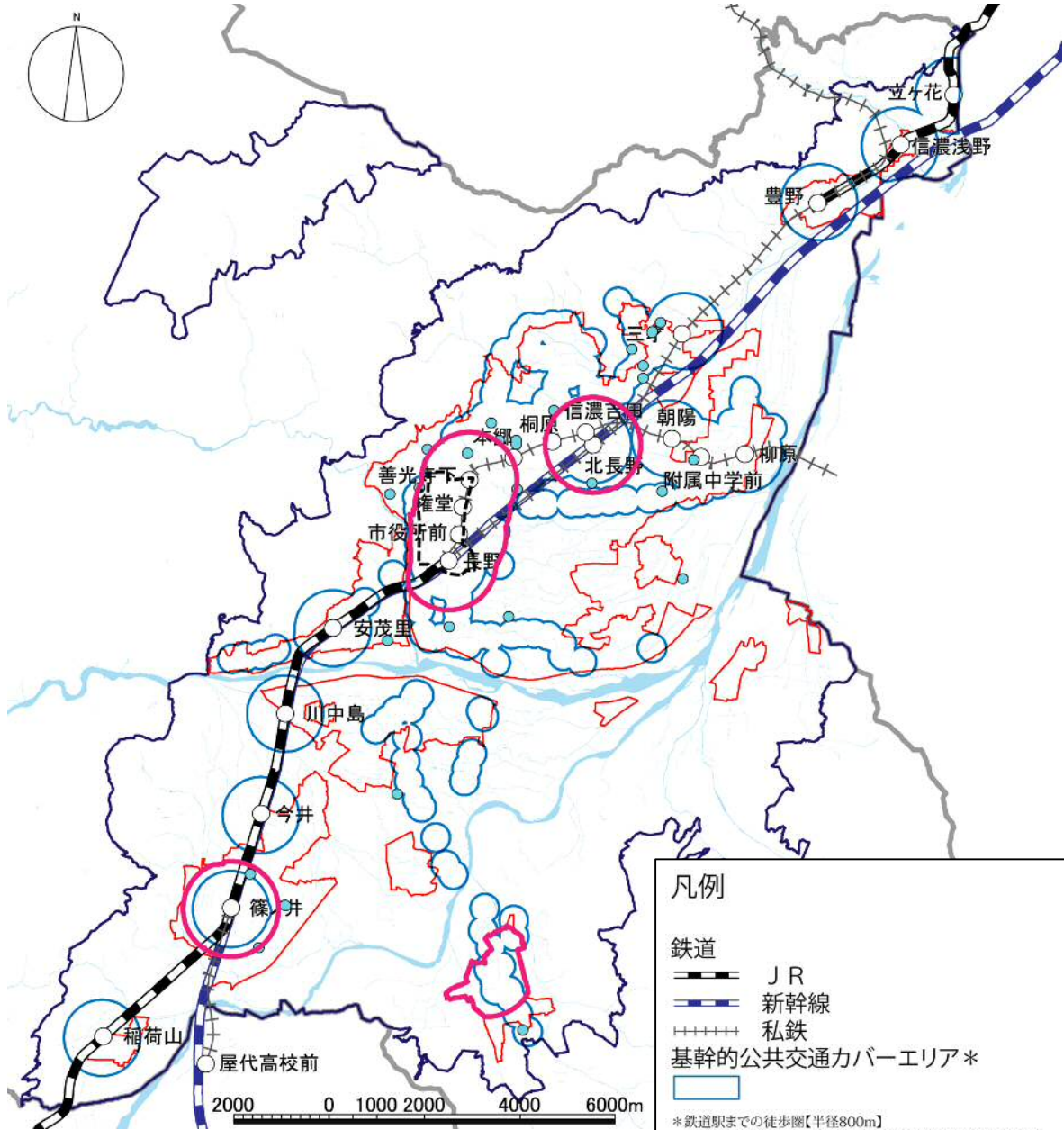
鉄道
 〰️ J R
 〰️ 新幹線
 +++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 〰️
*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 〰️
 市街化区域
 〰️
 都市計画区域
 〰️
 長野地区中心市街地
 〰️
 都市機能誘導区域
 〰️

施設
 ● 中学校
 ● 中学校から800m圏

③高等学校・短期大学・大学等



★プロット施設：
国土数値情報「学校データ（平成25年度）」
のうち、学校分類が以下の施設

学校分類
高等学校
高等専門学校
短期大学
大学
特別支援学校

凡例

鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
 基幹的公共交通力バリエリア*

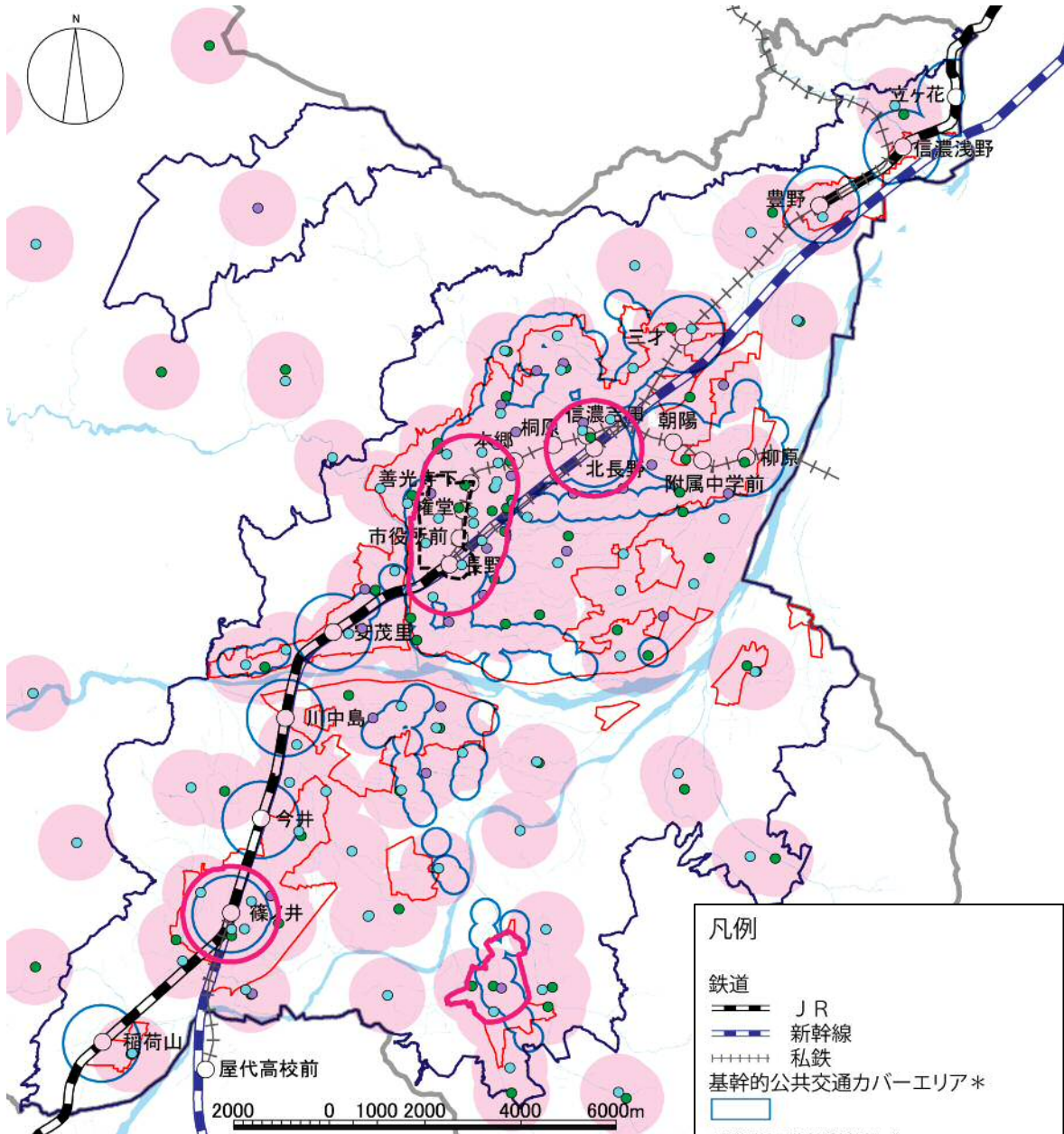
*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

施設
 高等学校・短期大学・大学等

■福祉機能

①子育て支援施設（保育園・幼稚園・児童福祉施設）



カバー率等

全年齢		対象年齢 (5歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
334,940	87.3%	17,199	90.7%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 — JR
 — 新幹線
 + 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue outline]

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Grey outline] 市街化区域
 [Red outline] 都市計画区域
 [Blue outline] 長野地区中心市街地
 [Dashed outline] 都市機能誘導区域

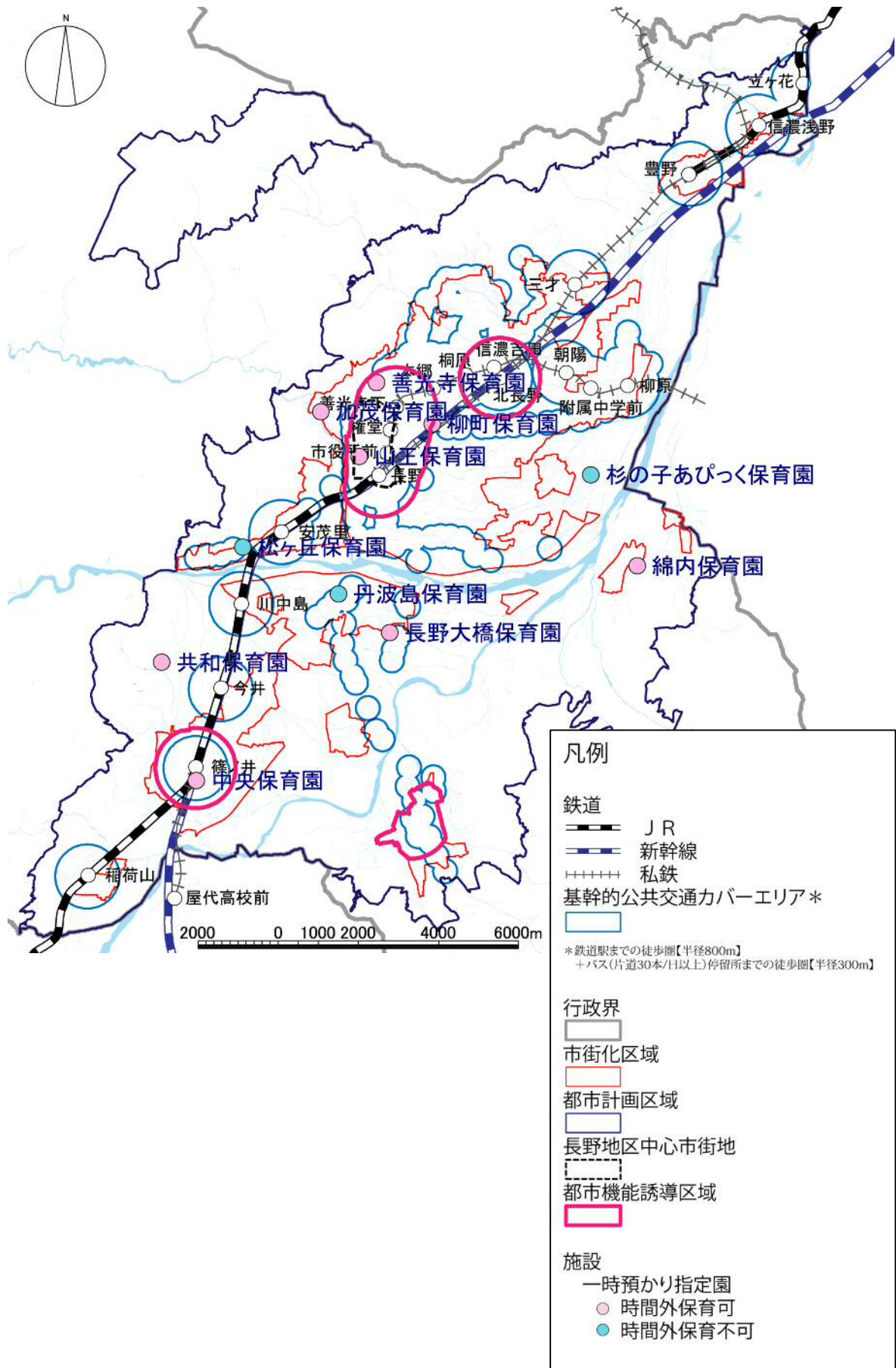
施設
 ● 保育所
 ● 幼稚園
 ● 児童福祉施設
 ● 子育て支援施設から800m圏

★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（平成23年度）」のうち、
公共施設小分類が「幼稚園」、「児童福祉施設」、「保育所」の施設
福祉施設細分類の内訳については以下の通り

福祉施設細分類
助産施設
乳児院
小型児童館
その他の児童館
児童センター
児童遊園
児童養護施設
知的障害児通園施設
保育所
認可外保育施設
幼稚園
認定こども園

(保育園補足) 一時預かり指定園立地状況

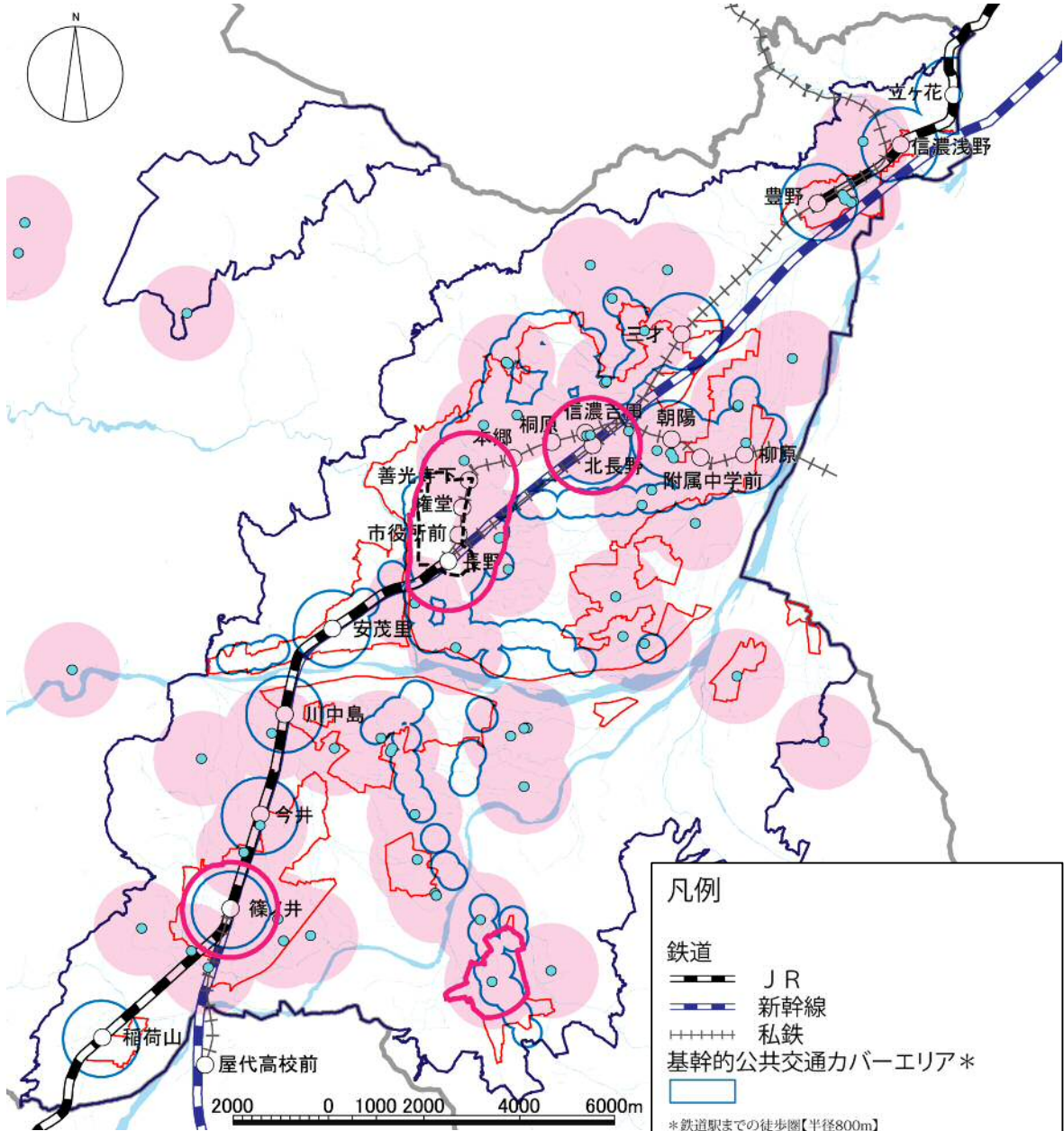


★プロット施設：長野市HP「一時預かりについて」に掲載の「一時預かり指定園」

園名	住所	公私
☆加茂保育園	新諏訪一丁目11-31	公立
☆善光寺保育園	箱清水二丁目12-17	私立
☆山王保育園	北石堂町1024-2	公立
☆柳町保育園	三輪一丁目2-8	公立
杉の子あびっく保育園	屋島2336-340	私立
松ヶ丘保育園	安茂里小市一丁目39-16	私立
☆中央保育園	篠ノ井御幣川284-2	公立
☆共和保育園	篠ノ井小松原2322-15	公立
☆綿内保育園	若穂綿内6734-3	公立
☆長野大橋保育園	青木島町大塚463-4	私立
丹波島保育園	青木島三丁目10-3	私立

☆印 時間外保育可

②老人福祉施設



※訪問系施設であることから車での利用が主であると想定し、各施設から1km圏と設定

カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
261,361	68.1%	68,734	65.3%

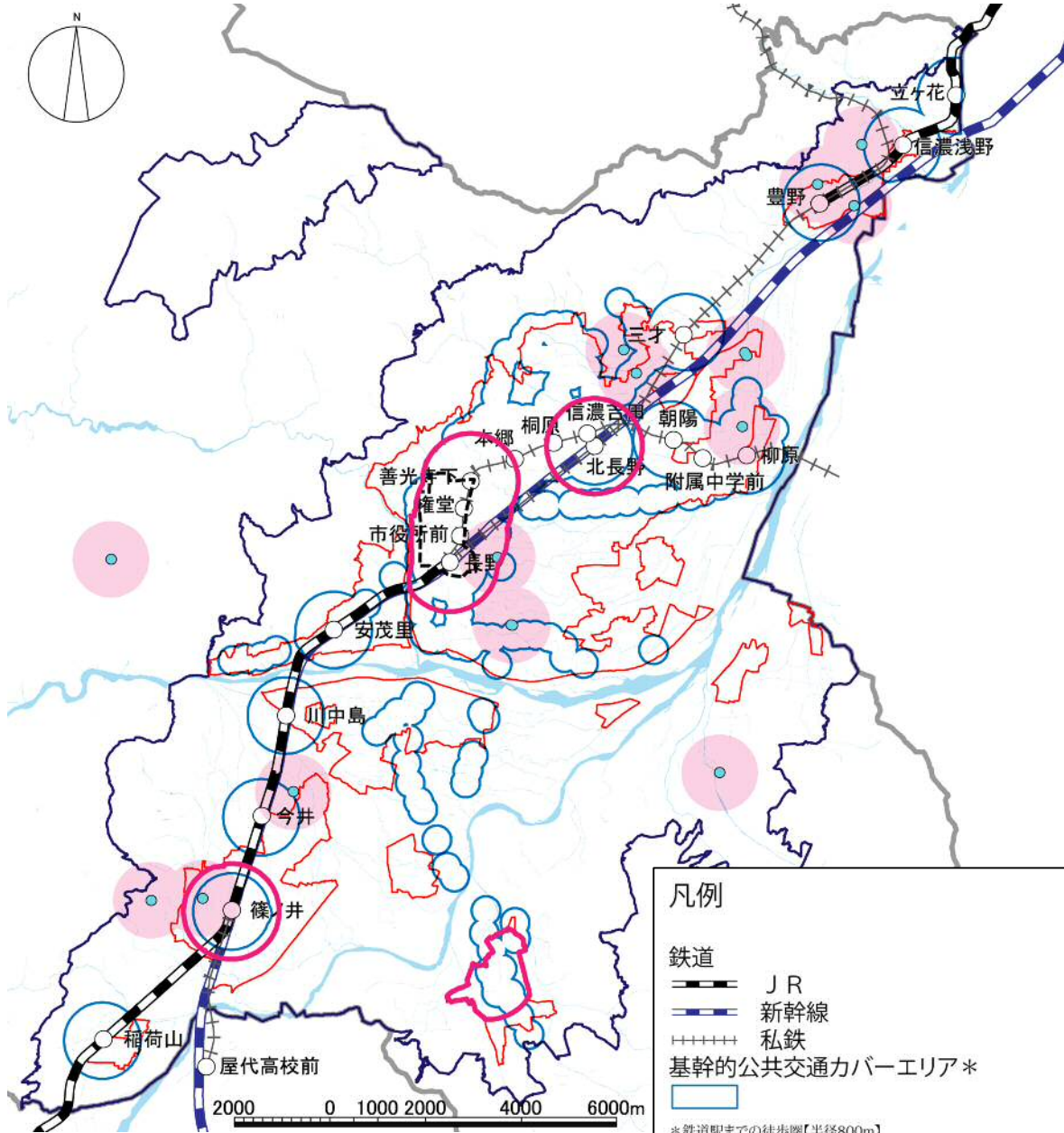
※市全体の居住者に対する割合

★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（平成23年度）」のうち、
公共施設小分類が「老人福祉施設」、「老人憩の家」、「有料老人ホーム」の施設
福祉施設細分類の内訳については以下の通り

福祉施設細分類
老人短期入所介護事業所
養護老人ホーム(一般)
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム(A型)
軽費老人ホーム(介護利用型)
老人福祉センター(特A型)
老人福祉センター(A型)
老人介護支援センター
有料老人ホーム

③その他福祉施設（障害者支援等）



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
55,896	14.6%	13,976	13.3%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

- 鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政区

- 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

施設

- その他福祉施設
 その他福祉施設から800m圏

★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（平成23年度）」のうち、

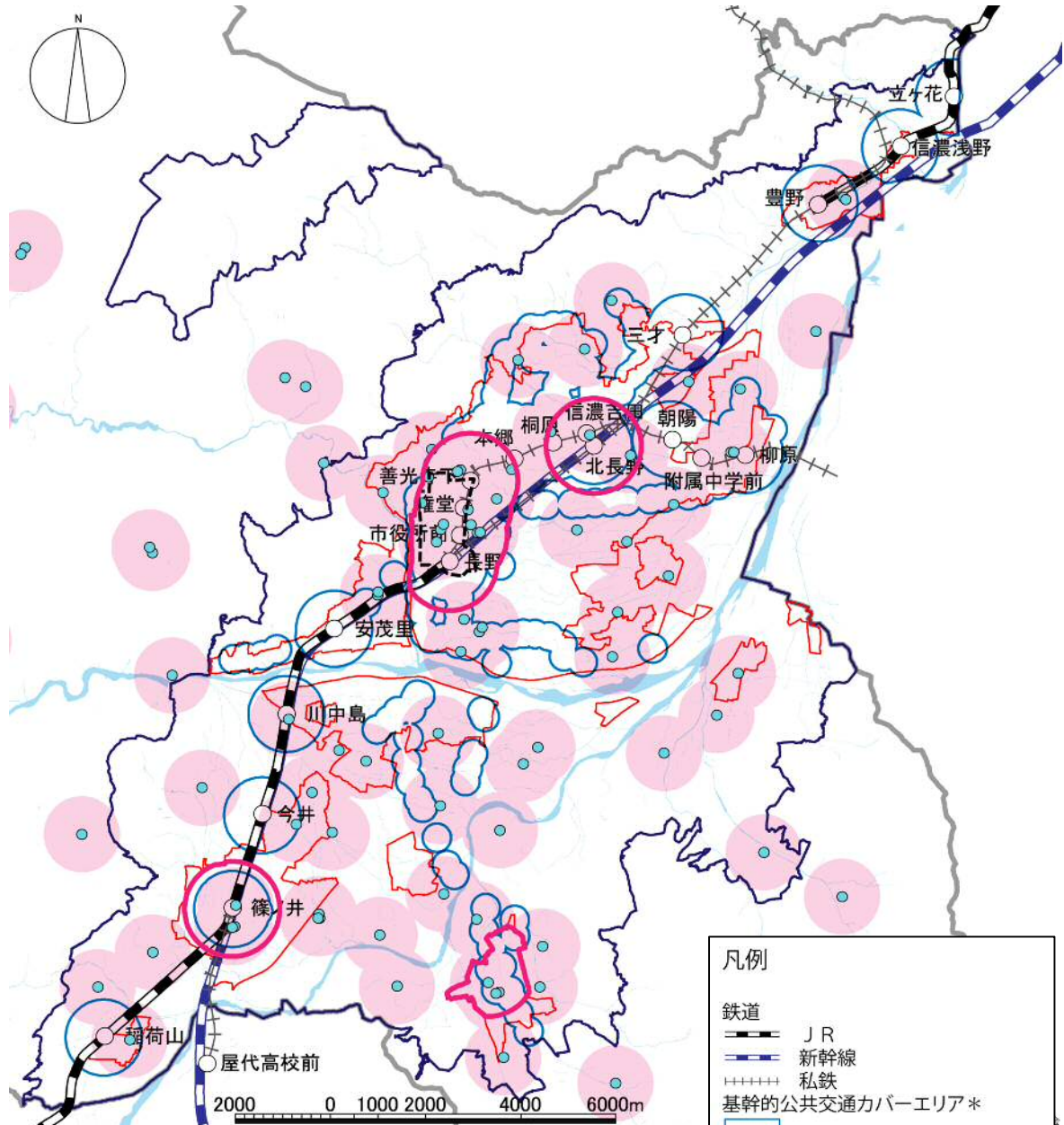
公共施設小分類が「身体障害者更生援護施設」、「知的障害者援護施設」、「精神障害者社会復帰施設」、「その他の社会福祉施設」の施設

福祉施設細分類の内訳については以下の通り

福祉施設細分類
身体障害者授産施設
身体障害者通所授産施設
身体障害者福祉センター(A型)
身体障害者福祉センター(B型)
補装具製作施設
聴覚障害者情報提供施設
知的障害者授産施設(通所)
知的障害者授産施設(入所)
知的障害者更生施設(通所)
知的障害者更生施設(入所)
精神障害者生活訓練施設
精神障害者通所授産施設
精神障害者福祉ホーム(B型)
無料低額診療施設

■集客機能

①公的集会施設



カバー率等

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
280,728	73.2%	75,031	71.3%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

- 鉄道
- JR
 - 新幹線
 - 私鉄
- 基幹的公共交通カバーエリア*
- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 - +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】
- 行政界
- 市街化区域
 - 都市計画区域
 - 長野地区中心市街地
 - 都市機能誘導区域
- 施設
- 公的集会施設
 - 公的集会施設から800m圏

★プロット施設：

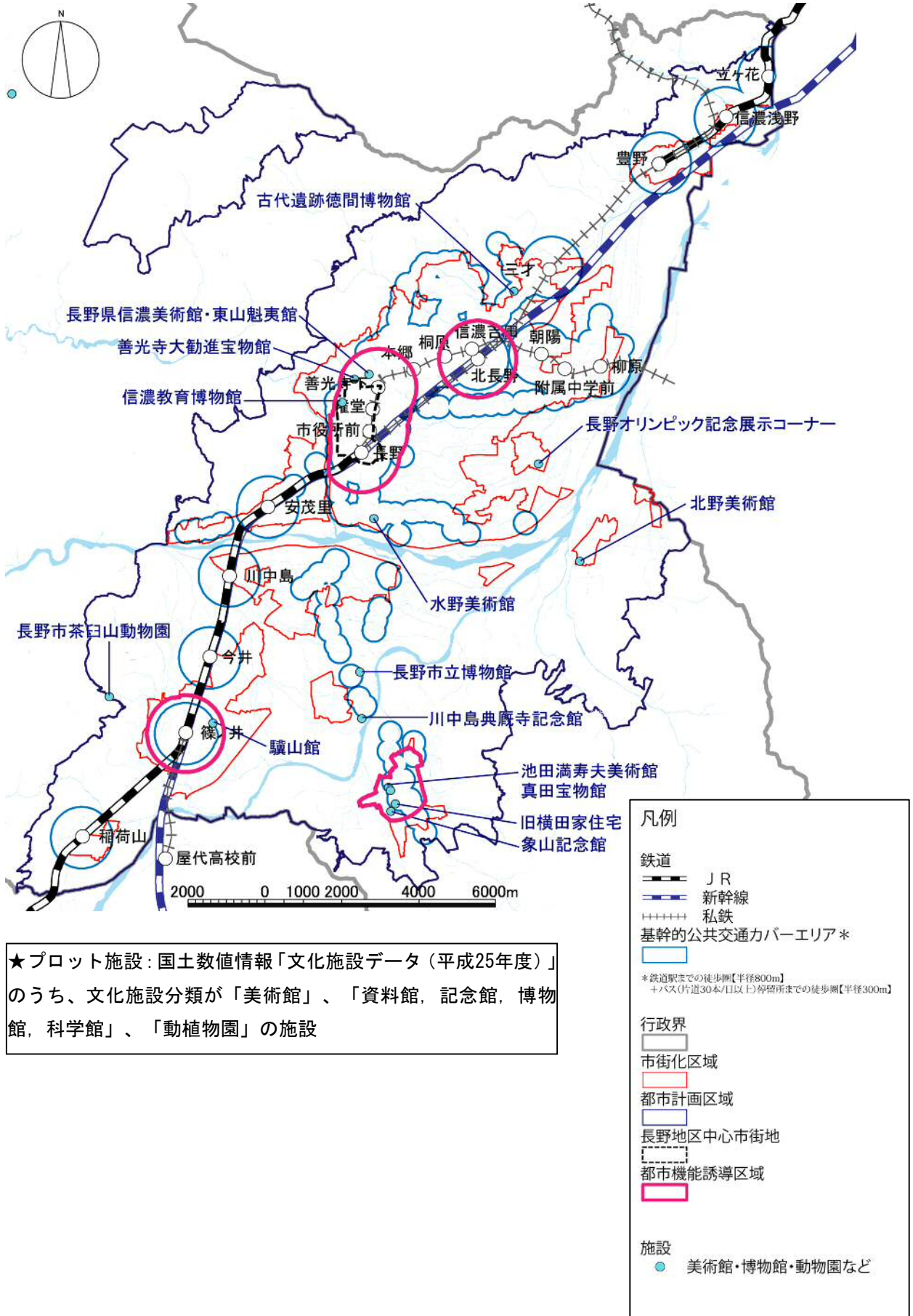
国土数値情報「市町村役場等及び公的集会施設データ（平成22年度）」のうち、施設分類が以下の施設（公立体育館を除く）

対象施設	備考
公立公民館	名称が公民館となっているもの、「全国公民館名鑑」に掲載されているもの
集会施設	公立公民館以外の公的集会施設

そのうち、集客施設（公立公民館以外）の内訳は以下の通り（公立公民館のリストは省略）

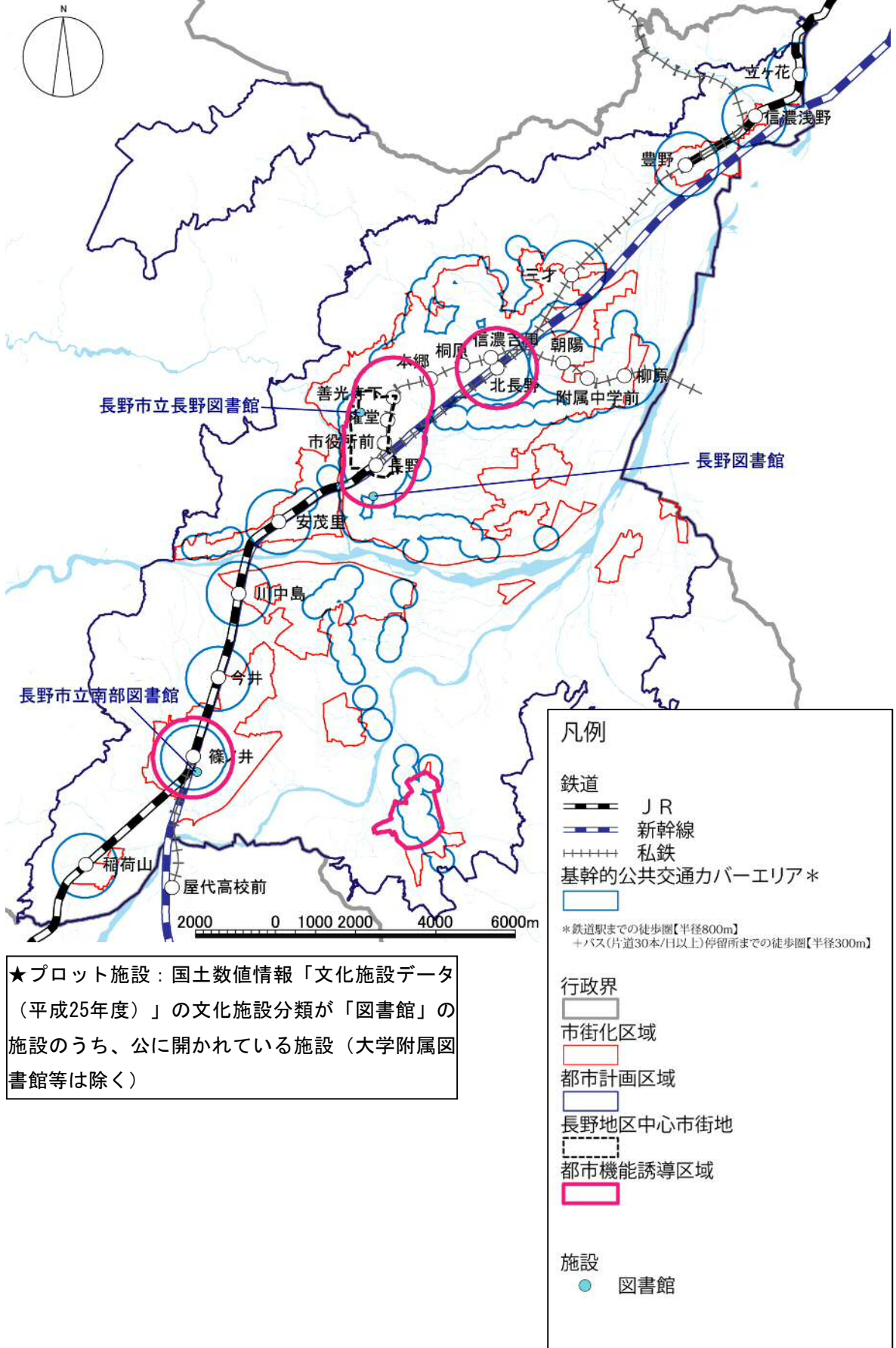
集会施設リスト	
勤労者女性会館しなのき	茂苜老人憩の家
ビッグハット(長野市若里多目的アリーナ)	松代老人憩の家
ホワイトリング 真島総合スポーツアリーナ	長野市大豆島老人憩の家
長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	若槻老人憩の家
篠ノ井市民会館	安茂里老人福祉センター
松代文化ホール	氷鉤老人福祉センター
長野市民会館(現:長野市芸術館)	戸隠老人福祉センター
鬼無里若者コミュニティセンター、老人福祉センター	篠ノ井老人福祉センター
信州新町福祉センター	三陽老人福祉センター
大岡農村文化交流センター	大岡老人福祉センター
戸隠交流集会施設	中条老人福祉センター
中条会館	湯福老人福祉センター
中条音楽堂	東北老人福祉センター
ふれあい福祉センター	豊野老人福祉センター
もんぜんぷら座	北部勤労青少年ホーム
戸隠基幹集落センター	中部勤労青少年ホーム
戸隠農村環境改善センター	南部勤労青少年ホーム
芋井農村環境改善センター	信東公民館
小田切農村環境改善センター	中条公民館
大岡基幹集落センター	柳町働く女性の家、老人福祉センター
大岡芦沼北交流促進施設	南部働く女性の家
新橋老人憩の家	生涯学習センター
東長野老人憩の家	中高年齢勤労者福祉センター「サンライフ長野」
石川老人憩の家	長野市若里市民文化ホール
若穂老人憩の家	東部文化ホール

②美術館・博物館・動物園

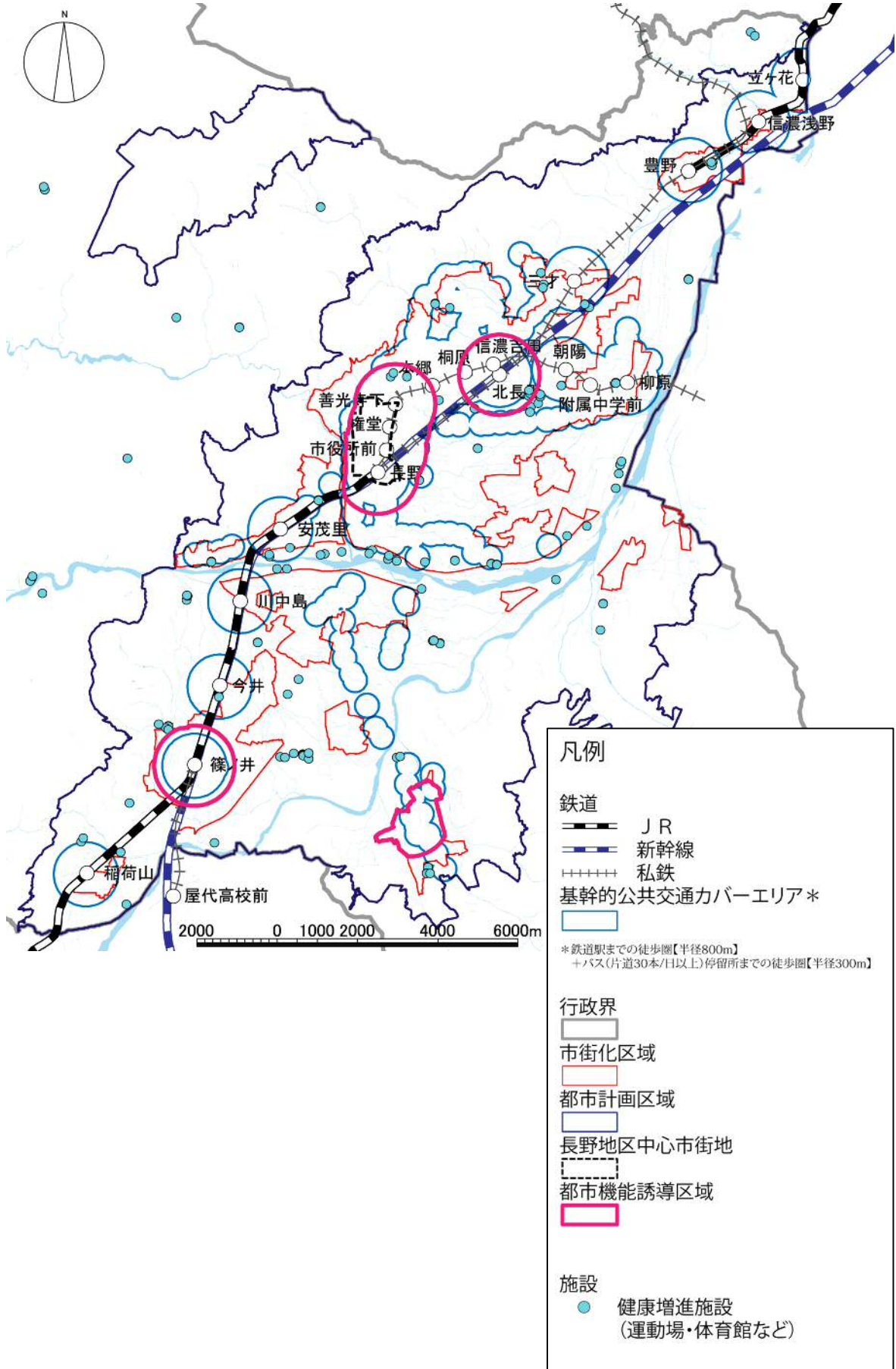


★プロット施設：国土数値情報「文化施設データ（平成25年度）」のうち、文化施設分類が「美術館」、「資料館、記念館、博物館、科学館」、「動植物園」の施設

③図書館



④健康増進施設（運動場・体育館など）

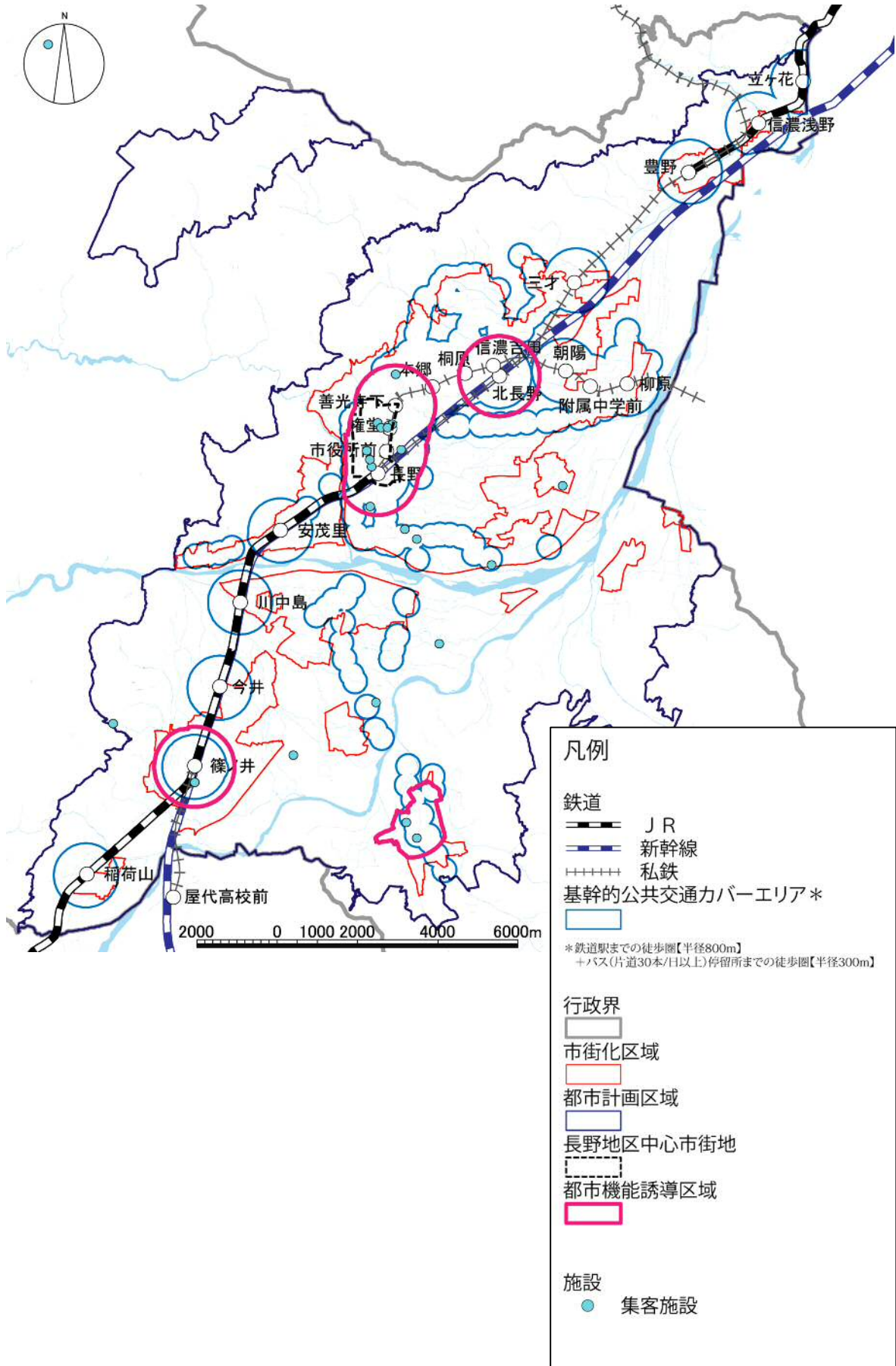


★プロット施設：

国土数値情報「文化施設データ（平成25年度）」のうち、文化施設分類が以下の施設

文化施設分類
陸上競技場
野球場・ソフトボール場
球技場
多目的運動場
水泳プール(屋内)
水泳プール(屋外)
レジャープール
ダイビングプール
体育館
柔道場
剣道場
庭球場(屋外)
庭球場(屋内)
相撲場(屋外)
卓球場
弓道場
馬場
ローラースケート・インラインスケート場(屋外)
トレーニング場
ダンス場
ゲートボール・クロッケー場

⑤集客施設（映画館、劇場など）



★プロット施設：

国土数値情報「集客施設データ（平成26年11月30日時点）」のうち、施設区部が以下の施設

施設区分
映画館
公会堂・集会場
劇場・演劇場
寄席を有する体育館・観覧場
その他集客施設

施設リストは以下の通り

集客施設リスト	区分
長野グランドシネマズ	映画館
シネマポイント	映画館
長野千石劇場	映画館
長野松竹相生座／長野ロキシー1・2	映画館
アクティールホール	公会堂・集会場
長野市若里市民文化ホール	公会堂・集会場
松代文化ホール	公会堂・集会場
篠ノ井市民会館	公会堂・集会場
長野県民文化会館(ホクト文化ホール)	公会堂・集会場
長野市民会館	劇場・演劇場
NAGANO CLUB JUNK BOX(ナガノクラブジャンクボックス)	劇場・演劇場
ネオンホール	劇場・演劇場
長野市真島総合スポーツアリーナ(ホワイトリング)	寄席を有する体育館・観覧場
信州プロレスアリーナ	寄席を有する体育館・観覧場
長野市立博物館	寄席を有する体育館・観覧場
長野オリンピックスタジアム	寄席を有する体育館・観覧場
池田満寿夫美術館	寄席を有する体育館・観覧場
長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	寄席を有する体育館・観覧場
チビッ子忍者村	その他集客施設
戸隠森林植物園・森林学習館(※図の範囲外)	その他集客施設
長野県茶臼山動物園城山分園	その他集客施設
長野県茶臼山動物園	その他集客施設
サンマリンながの	その他集客施設